

令和８年度給与改定（第１回）小委員会交渉

① 日 時 令和８年８月２５日（火）１８時２１分～１８時２４分

② 場 所 東京区政会館２０階２０３会議室

③ 出席者

（当局）鯨井総務部長会会長（新宿）、田中総務部長会副会長（豊島）、
植田総務部長会副会長（江戸川）、田中総務部長会幹事（渋谷）、
小林人事企画部長、藤永調査課長、榊勤労課長、
浅見労務・制度改革担当課長

（清掃労組）坂部副中央執行委員長、渡辺副中央執行委員長、渡辺書記長、
萩原書記次長、松澤常任中央執行委員、高橋常任中央執行委員、
佐藤常任中央執行委員、西大條常任中央執行委員、水落常任中央執行委員

④ 発言要旨

〈当局〉

それでは、私から申し上げます。

本日は、扶養手当における認定要件の見直しについて、別紙のとおり提案いたします。

扶養制度については、所得税における所得控除制度や、健康保険法に基づく被扶養者に係る年間収入の認定要件が見直され、東京都職員共済組合及び公立学校共済組合においても同様の見直しが行われております。

国家公務員の扶養手当制度では、本年４月から、手当の支給要件となる扶養親族の収入限度額について、大学生年代の場合は年額１３０万円未満から１５０万円未満への引上げが行われております。また、東京都においても、本年１０月から、同様の引上げが行われます。

区の扶養手当制度は、国や東京都等の制度・水準等を考慮して支給要件を設定してきたところであり、今般の国や東京都等における見直し内容を踏まえ、制度的均衡を図る観点から、扶養手当における扶養親族の認定要件について、見直しを行うことといたします。

具体的には、年間１３０万円未満としている扶養親族の収入限度額について、満１８歳に達する日後の最初の４月１日から満２２歳に達する日以後の最初の３月３１日までの間にある扶養親族にあっては、年間１５０万円未満へと見直すこととします。なお、扶養親族から、配偶者及びパートナーシップ関係の相手方は除くこととします。実施時期は令和８年１０月１日といたします。

私からは以上です。

〈清掃労組〉

ただいま、扶養手当における認定要件の見直しについて提案がありました。

私どもとしましては、今回皆さん方から示された扶養手当における認定要件の見直しは、年代の子を抱えている組合員にとって、より有利な条件になると認識しておりますので、これを了といたします。

〈当局〉

扶養手当における認定要件の見直しについて、妥結のご回答をいただき、ありがとうございます。